

練馬区行政評価に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、練馬区政推進基本条例（平成22年12月練馬区条例第45号）第19条の規定に基づき、行政評価の実施ならびに行政評価に係る結果の活用および公表について必要な事項を定めることにより、行政活動の成果を検証し、効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 行政活動により区民等の生活に与える成果を把握し、当該行政活動について必要性、有効性、効率性等の観点から客観的に評価を行うことをいう。
- (2) 区民等 練馬区政推進基本条例第 2 条第 2 号に規定する区民等をいう。
- (3) 成果 行政活動の結果が区民等の生活に与える効果および効用をいう。
- (4) 政策 練馬区（以下「区」という。）の行政活動における特定の目的を実現するために定める基本的な方針をいう。
- (5) 施策 政策を実現するため定める個々の基本的な方針をいう。
- (6) 事務事業 施策を実現するために個々の手段として実施する事務および事業をいう。
- (7) 指標 行政活動により生じた成果を客観的に測定するための規準をいう。

(対象)

第 3 条 行政評価の対象は、毎年、施策および事務事業のうちから、別に定めるものとする。

(行政評価の時期)

第 4 条 区長は、事務事業に係る行政評価については毎年、施策に係る行政評価

については隔年で実施するものとする。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(行政評価の方法)

第5条 行政評価は、つぎの方法により行うものとする。

- (1) 施策に係る行政評価は、成果指標等を用いて実施する。
- (2) 事務事業に係る行政評価は、活動指標、成果指標等を用いて実施する。

(評価者)

第6条 施策に係る行政評価は、施策を所管する事業本部(練馬区組織条例(昭和40年4月練馬区条例第4号)第1条に規定する事業本部をいう。以下同じ。)

の長(事業本部を置かない組織のうち、企画部にあつては企画部長、総務部にあつては総務部長、企画部および総務部を除く組織にあつては副区長)が行う。

2 事務事業に係る行政評価は、事務事業を所管する部長(練馬区組織規則(昭和48年12月練馬区規則第33号)第3条に規定する室長および部長をいう。)が行う。

(評価結果の活用)

第7条 行政評価の結果は、つぎに掲げる事項に活用する。

- (1) 施策および事務事業に係る行政活動の改善に関すること。
- (2) 職員の定数管理、組織編成、区全体の管理運営等に関すること。
- (3) 予算の査定、計画の策定等における行政資源の有効かつ最適な配分に関すること。
- (4) 区民等と区との協働の推進に関すること。

(評価結果等の公表等)

第8条 区長は、行政評価を実施したときは、その結果を速やかに公表し、区民等の意見を聴くものとする。

2 区長は、行政評価の結果に基づき、改善すべき事項を公表するものとする。

3 区長は、前項の改善すべき事項に係る取組結果を公表するものとする。

(行政評価委員会)

第9条 区長は、行政評価に関することについて、区民等による第三者の視点を確保することにより、評価の客観性、信頼性および透明性を高めるため、練馬

区行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 区が行った施策に係る行政評価の結果の妥当性
- (2) 区が行った事務事業に係る行政評価の結果の妥当性
- (3) 区の施策の位置付けおよび評価の指標
- (4) 区の行政評価制度のあり方
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（組織）

第10条 委員会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 区民等のうち、公認会計士、中小企業診断士等の資格を有し企業における実務経験を有する者または業績評価に係る専門的な知識を有する者 4人以内
- (3) 区民等のうち公募による者 5人以内

（任期）

第11条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から1年以内で区長が定める日までとし、再任を妨げない。

（委員長および副委員長）

第12条 委員会に委員長を置き、区長の指名する委員をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、学識経験者のうち、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公

開とすることができる。

(専門部会)

第14条 委員長は、委員会において審議される事項のうち必要と認めるものがあるときは、当該事項について専門的に調査し、検討させるため、専門部会を設置することができる。

(意見聴取)

第15条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第16条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。